

## 環日本海地域における言語政策と言語教育 ——日本の現状と問題点

清水 登

(新潟大学人文学部)

### 目次

- 1 はじめに
- 2 日本の言語政策
- 3 日本の言語教育
- 4 環日本海時代のあるべき言語教育
- 5 関連資料

### 1 はじめに

まず最初に「環日本海地域」の概念を明確にしておかなければならない。字義どおりには「日本海を取り巻く地域」ということであるが、具体的に地域を区切るのは、いくつかの考え方がるので容易でない。たとえば、地理的にもっとも狭く区切る考え方によれば、①日本海に面する日本の都道府県・朝鮮半島の東部地域・ロシア沿海州とハバロフスク州及びサハリンを指す。もう少し広く区切る考え方によれば、①に加えて、②黄海と渤海を取り巻く中国北部と東北三省・朝鮮半島西部地域、③オホーツク海を取り巻く北海道・千島列島・サハリン・マガダン州、④内陸部のモンゴル・ロシア極東地方の諸地域、を指す。さらに広く区切る考え方として、中国西北部とロシアのシベリア東部を含めることがある。

これらのうち、①は日本の新潟をはじめとする日本海寄りの地域の学者や研究者の中で比較的支持者が多いようであるが、自然、社会、文化、経済、政治等を総合的に考えるとき、これでは範囲が狭すぎるであろう。私はかつて1991年8月に中国の瀋陽で開かれた「東北アジア国際経済協力シンポジウム」(“东北亚国际经济合作研讨会”)に参加した際に、「東北アジア」の地理的な範囲として上記の①～④を包含する地域を提示したことがある。その時に、下位概念として①を「中環海圏」、②を「西環海圏」、③を「北環海圏」、④を「内陸圏」と呼び、合わせて「三海一陸」(資料参照)と規定したが、環日本海学会が研究の対象とする地域の範囲は、①～④を包含する「三海一陸」の東北アジア地域と同じであると考えてのが適当であろう。これより広く中国西北部やシベリア東部まで含める考え方は、環日本海地域というにはあまりにも内陸に広がりすぎているようであり、これは「環日本海地域」と言うよりもむしろ広義の「東北アジア」と言うべき地域であろう。

このように環日本海地域の地理的な範囲を規定するならば、その地域内には、実にさまざまの

要素が充満していると言わなければならない。まず、第一に、この地域は近代における欧米帝国主義の侵略の魔手が最後に到達した地域であることと、それに乗ずる形で自ら帝国主義化した日本が約50年間にわたって近隣であるこの地域を侵略したこと、第二に、日本帝国主義が滅亡したあと米ソを頂点とする東西対立の冷戦が約50年にわたって継続したこと、その結果として朝鮮半島に二つの互いに敵しく対立する国家すなわち「朝鮮民主主義人民共和国」（以下「北朝鮮」と略称する）と「大韓民国」（以下「韓国」と略称する）が存在すること、第三に、経済の面では技術と資本に富む豊かな日本と韓国に対して、資源と労働力に富む発展途上の「中華人民共和国」（以下「中国」と略称する）とロシア極東地方および北朝鮮という南北問題が存在すること、第四に、文化の面では、中国文化の影響を深く受けている「漢字文化圏」の諸国と「欧州文化圏」に属するロシアとの異質性等を挙げることができよう。なお、同じ漢字文化圏に属する国々においても、言語の系統から見れば、シナ・チベット語族に属する中国語（“汉语”すなわち「漢語」）と、ウラル・アルタイ語族に属すると考えられる朝鮮語（“한국말” “조선말”）及び日本語とは、きわめて大きな隔りがある。

このように見てくるとき、環日本海地域は、歴史的に形成されたさまざまな対立的な要素をもっているとともに、経済地理的には多くの相互補完的な要素をもっていると言いうことができるだろう。そうであれば、相互の間で対立を解消し、相互理解を達成して、相互理解と相互尊重に基づく「協生」関係をうちたてることが十分に可能であると言えよう。そして、そのように努めるにあたっては、それにふさわしい環境を整備することが重要であるが、それらの営為は実際にはすべて言語を媒介にして行わなければならない。言語は、もっぱらその言語を用いる集団すなわち民族の歴史と文化の所産であり、同時にその民族の拠り所でもあるから、この地域における主要な各言語の置かれた状況を理解することは、その意味できわめて重要なことであると思う。

以下においては、主として日本における民族言語政策と言語教育について、現在の状況を検討するとともに、将来へ向けて若干の提言を試みたいと思う。なお、その過程において必要な範囲内で日本海の対岸諸国の状況についても触れることにしたい。

## 2 日本の言語政策

言語政策という概念をある程度決めてから日本の状況を考えることにしたい。今かりに言語政策というものを、「ある国家または地域の行政体はその管轄区域内における住民の民族語に行政上の権利及び義務を付与する在り方」というように規定しておくことにする。

このような概念規定に基づいて日本の言語政策を考えれば、見かけ上は至って簡単であり、何等の言語政策も存在しないと言いうことができる。このことを法制度の側面から説明するために、日本の法制度の根本である日本国憲法を見てみれば、全11章103条のいずれにおいても「民族」に言及していないし、「民族語」にも言及していない。日本国憲法の中で、言語政策に関わる可能性のある条文としては、「第三章国民の権利及び義務」の第十四条が考えられるが、その第一項に

は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定してあるのみである。ここで言う「人種」が形質人類学的な概念であって、歴史と文化を共有する共同体としての民族を意味しないことは、憲法学者のあいだでは通説となっているし、「門地」は家柄と解釈されているので、結局のところ日本国憲法は、日本国に相異なる複数の民族が存在することを前提としていない、と言わなければならない。憲法が国家の構成員として複数の民族の存在を想定していないのであるから、憲法を根本法として出来上がっている日本の法制度と行政体には、言語政策という観念が生まれる余地はないし、実際においても欠如しているのである。

この点を他の国の憲法の規定と比較してみると、日本と多くの点で割合に類似性が高いと考えられるドイツ憲法第三条第三項には、「何人も、その性別、血統、種族、言語、故郷及び門地、その信仰、宗教的若しくは政治的見解によって、不利益を受け、又は、特権を受けてはならない。」とあり、「種族」すなわち民族と「言語」に言及している。これによりドイツ憲法は、ドイツ国家の構成員として複数民族の存在を前提にしていることが解る。次に、中国憲法（1982年）の規定を見るならば、その序文において、「中華人民共和国は全国の各族人民が共同で建設した統一した多民族国家である。平等、団結、互助の社会主義的な民族関係はすでに確立しており、なお引き続き強化される。」と、明白に複数民族の存在を承認している。また、その第一章総綱第四条に民族の権利と義務が明白に規定されている。この規定は、複数民族から成る国家の民族関係のあり方を考える上で、有益な材料となりうるものであるので、ここに紹介してみよう。「第四条 中華人民共和国の各民族は一律に平等である。国家は、各少数民族の合法的な権利と利益を保障し、各民族の平等、団結、互助の関係を擁護し発展させる。いかなる民族にたいする差別と圧迫をも禁止し、民族団結を破壊したり民族分裂を作り出す行為を禁止する。国家は、各少数民族の特徴と必要に基づき、各少数民族地区が経済と文化の発展を加速するのを援助する。各少数民族が集居する地方は、区域自治を実行し、自治機関を設立し、自治権を行使する。各民族自治地方は中華人民共和国の分離することのできない部分である。各民族は自己の言語文字を使用し発展させる自由を持ち、自己の風俗習慣を保持し又は改革する自由をもつ。」（資料参照）。

日本国憲法が複数民族の存在を前提としていない事実をすでに見たが、それでは現在の日本には民族は一つしか存在しないのであろうか。多民族国家であったかつてのソ連は、民族を識別する基準として四つの事実をとりあげたが、それは共通の言語を話し、共通の地域に住み、共通の経済生活を営み、共通の文化に基づく帰属意識をもつこと、であった。同じく多民族国家である中国の場合もこれに従っているが、中でも共通の文化に基づく帰属意識という心理的な側面に比重を置いているようである。こうした基準、とりわけ共通の文化に基づく帰属意識という点から見れば、現在の日本には少なくとも四つの民族が存在すると言わなければならないだろう。まず、絶対多数の日本族、絶対少数のアイヌ族、それに新来の朝鮮族と台湾系漢族である。その人口については、アイヌ族およそ数万人、朝鮮族およそ75万人、漢族およそ7万人と推定される。もう少し詳しく言えば、アイヌ族人口の正式な統計は存在しない。ただ北海道ウタリ協会が1984年に

採択した「アイヌ民族に関する法律(案)」のなかで、「いま道内に住むアイヌは数万人、道外では数千人といわれる」と記されているだけである。しかし、朝鮮族と漢族の人口は法務省の外国人登録数と出入国管理法による出入国数及び厚生省の人口動態統計からほぼ正確に推計することができる。いずれにしても、日本は実際には決して単一民族国家ではなく、複数民族国家であると言わなければならない。朝鮮族(朝鮮系住民)と漢族(台湾系住民)の大部分は、日本が敗戦後に行った旧植民地出身者に対する国籍変更手続きの不当性が主たる原因で、今日まだ日本国籍をもっていない外国人であるとして、さまざまな制約のもとにある。しかし、これら人々とほとんど同じ歴史的経緯によって中国東北部の住民となった中国の朝鮮族の人々およそ200万人はすでに1947年頃には中国公民となり、現行憲法第四条に規定されている権利を行使し、かつ義務を負っている。従って、日本においても現実に存在する三つの少数民族の民族的諸権利、とりわけ固有の言語を教育し、学習する権利を法的に認め、これを保障することが必要であると思う。

今や日本はみずから進んで新しい民族政策を明確にし、望ましい言語政策を実行すべき時期に来ていると言うことができる。日本の実質的な意味での朝鮮族はこれまで外国人として「在日朝鮮人」あるいは「在日韓国人」と呼ばれて日本の社会から疎外され、これと裏腹の関係で自分の国家的帰属先を北朝鮮や韓国に求めてきたのであったが、冷戦構造が崩壊して環日本海地域が平和と友好の方向へ歩み出そうとしている今日、いわゆる在日朝鮮人の意識にも新しい変化の兆しが現れてきたことを指摘しなければならない。たとえば、「在日韓国人として祖国に行くと、韓国人からの多少の差別があり、日本人から見れば、当然差別がある。人間は文化や言語を生まれ持っては来ない。我々75万人とは何か？ 在日韓国人、朝鮮人である。人間である。……生きる事はできても、フェアな競争も、参政権もない。韓国・朝鮮本国、日本国が我々を見捨てても、生きていかなければならない。そのような状態で生きるとは何かを子供達に教えたいと思います。」「……もう“在日”は、祖国の政治状況に振り回され、“北”だの“南”だのと言っている時代ではないのだという事に気づくべきだと思います。祖国ではなく、日本で生きていかなければならない“在日”のビジョンを、もう一度、打ち立て直す時期にきているのだと思います。“恩恵”として与えられる帰化ではなく、市民権が人間として、当然の権利として、私たちに与えられる日が来るならば、“在日”韓国・朝鮮人も、そして、日本人も、共に人間としての尊厳を尊重し合って生きていく事の出来る社会に一步近づくのではないかと思います。私達も、権利を一方的に主張するだけでなく、“被害者意識”から脱皮して、自らもいろんな面で律し、向上させて行く努力が必要であると思います。」(『在日韓国・朝鮮人の民族教育意識—日本の学校に子どもを通わせている父母の調査』京都大学教育学部比較教育学研究室著 明石書店 1990年第82、80ページ)このような状況の変化に対応する日本政府の政策転換が期待されよう。

### 3 日本の言語教育

日本における言語教育と言う場合、公教育の一環として行われるものと、私教育として行われ

るものとを、分けて考察することにする。

まず、公教育としての言語教育の状況と問題点を考えてみよう。公教育のうち、義務教育は小学校6年間と中学校3年間の計9年間である。それ以後は任意の教育となるが、高等学校3年間、大学4年間又は6年間ただし短期大学は2年間、となっている。研究者を養成する教育機関として、この上に大学院があり、修士課程2年間、博士課程3年間となっている。

これらの公教育機関で行われている言語教育は、まず第一は国語としての日本語教育が小学校1年より義務教育の9年間毎年学ぶことになっているほか、高等学校3年間ずっと学習することになっている。日本の国語は日本語だけであり、国語以外の公用語は存在しない。第二は、外国語教育である。日本の外国語教育は中学校一年から始まる。中学校で学習することのできる外国語は事実上英語にかぎられているので、日本の義務教育における外国語教育は実際には英語教育にはかならない。その学習方法は、以前は読解第一主義であって聴解と発話をおろそかにするものであったが、文部省が10数年まえにアメリカ・カナダ・イギリス等の英語圏の国から英語教育助手を大量に徴募して、中学と高等学校に配備した結果、それまでよりは聴解と発話の訓練に力をいれる事になった。高等学校においては、英語以外の外国語を選択科目として学習できる学校があり、外国語の種類は以前はほとんどドイツ語とフランス語に限られていた。しかし、ここ10年ほどの間に中国語を学習できる学校が増えて、中国語学習者の数も増加傾向にあると推測される。

英語以外の外国語を本格的に学習できる学校は、大学である。日本ではほとんどすべての大学が英語を第一外国語とし、それ以外の外国語を第二外国語として必修させている。第二外国語の種類は、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語となっている場合がもっともふつうである。たとえば、新潟大学の1994年度の初級外国語履修者は、一年生の学習者に限ってみれば、ドイツ語1710人、フランス語427人、中国語393人、ロシア語258人、朝鮮語61人という状況である。言語別の学習者数の比率は、他の大学の場合もこれと同様であると見て差し支えないであろう。このような学習者数の比率は、日本が近代化の過程で欧米の文化を摂取するために外国語を学んだことの後遺症であると言うことが出来よう。英語学習において今なお読解に重点が置かれていることも、その後遺症の現れであると言って差し支えないであろう。

しかし、言語は「伝達的手段にとどまらず、世界の見方を決めるものであり、それを話す民族に、深い精神的な刻印をあたえる」(W・フォン・フンボルト)ものであるもので、実は、言語は、それを用いている民族の文化の基底を理解するためにこそ学ぶべきものであろう。そうであれば、西欧の言語だけを重点的に学ぶのは、西欧を理解するためには有益であっても、多様性に満ちた世界を理解するための視野はたいして広がらないであろう。してみると日本の公教育における外国語教育は、今や西欧言語遍重から脱し、多様性に満ちた近隣の言語を学ぶべき段階にさしかかっている、と言うことができよう。その意味では、環日本海地域の朝鮮語、中国語、ロシア語は、いずれも大いに学ぶに値する言語である。

つぎに、私教育としての外国語教育について触れるならば、これはもっぱら伝達的手段として、

すなわち意思疎通の手段として、英語教育が盛んに行われている。学習者は大学生のほか、青年男女の会社員などが中心である。そのほか、中学生や高校生を対象にした受験勉強のための英語塾が多数開かれている。しかし、東京などの大都会では、「読む」・「書く」のほかに「聞く」・「話す」のすべての側面にわたって教育する外国語学校がある。このような学校としては、英語学校だけでなく、ドイツ語学校（たとえばGoethe-Institut）、フランス語学校（たとえばAthénée Français）、中国語（たとえば日中学院）、ロシア語（たとえばニコライ学院）など、数は少ないが社会的な使命を果たしていると言うことができよう。

#### 4 環日本海時代のあるべき言語教育

環日本海地域における平和が確立され、民族を異にする住民同士の往来と交流が盛んに行われるようになり、国籍と民族を異にする人々が短期間あるいは長期間にわたって混住するような状況が生まれるなら、それこそが「環日本海時代」とであると表現して良いであろう。そのようなときには、いったいどのような言語教育を実施するのが望ましいかは、私がここまで述べてきたことの延長として考えれば、ほとんど贅言を要さないほど明らかであろう。

繰り返しになるが、言語を学ぶことの意味は二つあり、その一つは意思疎通の手段を手に入れること、もう一つの意味は、その言語を用いている民族の文化の奥底を理解することである。したがって、環日本海地域でなんらかの活動をしようとする者は、意思疎通のための手段として、この地域内の言語を少なくとも一つはある程度巧みに使いこなせることが必要であろう。また、この地域内で必ずしも活発な活動をしようと思わない者でも、対岸との人的往来が頻繁になる環境のなかにいる限り、自ずから対岸から来た人々と接触する機会が増えるだろうから、相手を理解するための手がかりとして、あらかじめ環日本海地域の言語の一つを学んでおくことが望ましいであろう。このように考えるならば、日本の中学校からの外国語教育において、学習する言語の中に環日本海地域の言語すなわち朝鮮語（“한국말”、“조선말”）、中国語（“汉语”）、ロシア語（Русский）を加えて一つを選択学習できるようにすべきであろう。もちろん、更に可能ならば、ベトナム語、タイ語、インドネシア語等をも選択肢のうちに加えることが望ましいだろう。

最後に付言すれば、相互にかけ離れた複数の言語を学べば、世界をみる視野が広がり、異なる文化を保持する人間を見てもむやみに驚いたり怪しんだりすることがなくなるものである。異質な風俗習慣にたいして反発したり拒絶反応を起こしたりするのは、たいていの場合自己の視野が狭く見識が浅いことから来るものである。私の経験はまことに限られた範囲にしかすぎないが、その限られた経験に基づいて敢えて言うならば、真に世界の広さを知り、柔軟な精神を持ち、同時に進取の気性に富んでいる人々が中国吉林省の延辺朝鮮族の人たちであることを紹介して置きたいと思う。私は1991年8月に延辺朝鮮族自治州を訪れたが、朝鮮族の人々の気風が漢族とも朝鮮本土の人々とも異なる穏やかさと明るさを兼ね備えていることに感銘を深くしたことがある。

延辺朝鮮族の人たちが朝鮮語と漢語による二重言語生活をおくっていることを、その原因の一つとして挙げるができるかと私は思う。この推測が正しいならば、環日本海地域の未来は延辺朝鮮族によって開かれる、と言ってもあながち的はずれではないであろう。

## 5 関連資料

### (1) 中華人民共和国憲法（抜粋）

（1982年12月4日第五届全国人民代表大会第五次会議通過）

**第四条** 中华人民共和国各民族一律平等。国家保障各少数民族的合法的权利和利益，维护和发展各民族的平等、团结、互助关系。禁止对任何民族的歧视和压迫，禁止破坏民族团结和制造民族分裂的行为。

国家根据各少数民族的特点和需要，帮助各少数民族地区加速经济和文化的发展。

各少数民族聚居的地方实行区域自治，设立自治机关，行使自治权。各民族自治地方都是中华人民共和国不可分离的部分。

各民族都有使用和发展自己的语言文字的自由，都有保持或者改革自己的风俗习惯的自由。

## 第六节 民族自治地方的自治机关

**第一百一十二条** 民族自治地方的自治机关是自治区、自治州、自治县的人民代表大会和人民政府。

**第一百一十三条** 自治区、自治州、自治县的人民代表大会中，除实行区域自治的民族的代表外，其他居住在本行政区域内的民族也应当有适当名额的代表。

自治区、自治州、自治县的人民代表大会常务委员会中应当有实行区域自治的民族的公民担任主任或者副主任。

**第一百一十四条** 自治区主席、自治州州长、自治县县长由实行区域自治的民族的公民担任。

**第一百一十五条** 自治区、自治州、自治县的自治机关行使宪法第三章第五节规定的地方国家机关的职权，同时依照宪法、民族区域自治法和其他法律规定的权限行使自治权，根据本地方实际情况贯彻执行国家的法律、政策。

**第一百一十六条** 民族自治地方的人民代表大会有权依照当地民族的政治、经济和文化的特点，制定自治条例和单行条例。自治区的自治条例和单行条例，报全国人民代表大会常务委员会批准后生效。自治州、自治县的自治条例和单行条例，报省或者自治区的人民代表大会常务委员会批准后生效，并报全国人民代表大会常务委员会备案。

**第一百一十七条** 民族自治地方的自治机关有管理地方财政的自治权。凡是依照国家财政体制属于民族自治地方的财政收入，都应当由民族自治地方的自治机关自主地安排使用。

**第一百一十八条** 民族自治地方的自治机关在国家计划的指导下，自主地安排和管理地方性的经济建设事业。

国家在民族自治地方开发资源、建设企业的时候，应当照顾民族自治地方的利益。

**第一百一十九条** 民族自治地方的自治机关自主地管理本地方的教育、科学、文化、卫生、体育事业，保护和整理民族的文化遗产，发展和繁荣民族文化。

**第一百二十条** 民族自治地方的自治机关依照国家的军事制度和当地的实际需要，经国务院批准，可以组织本地方维护社会治安的公安部队，

**第一百二十一条** 民族自治地方的自治机关在执行职务的时候，依照本民族自治地方自治条例的规定，使用当地通用的一种或者几种语言文字。

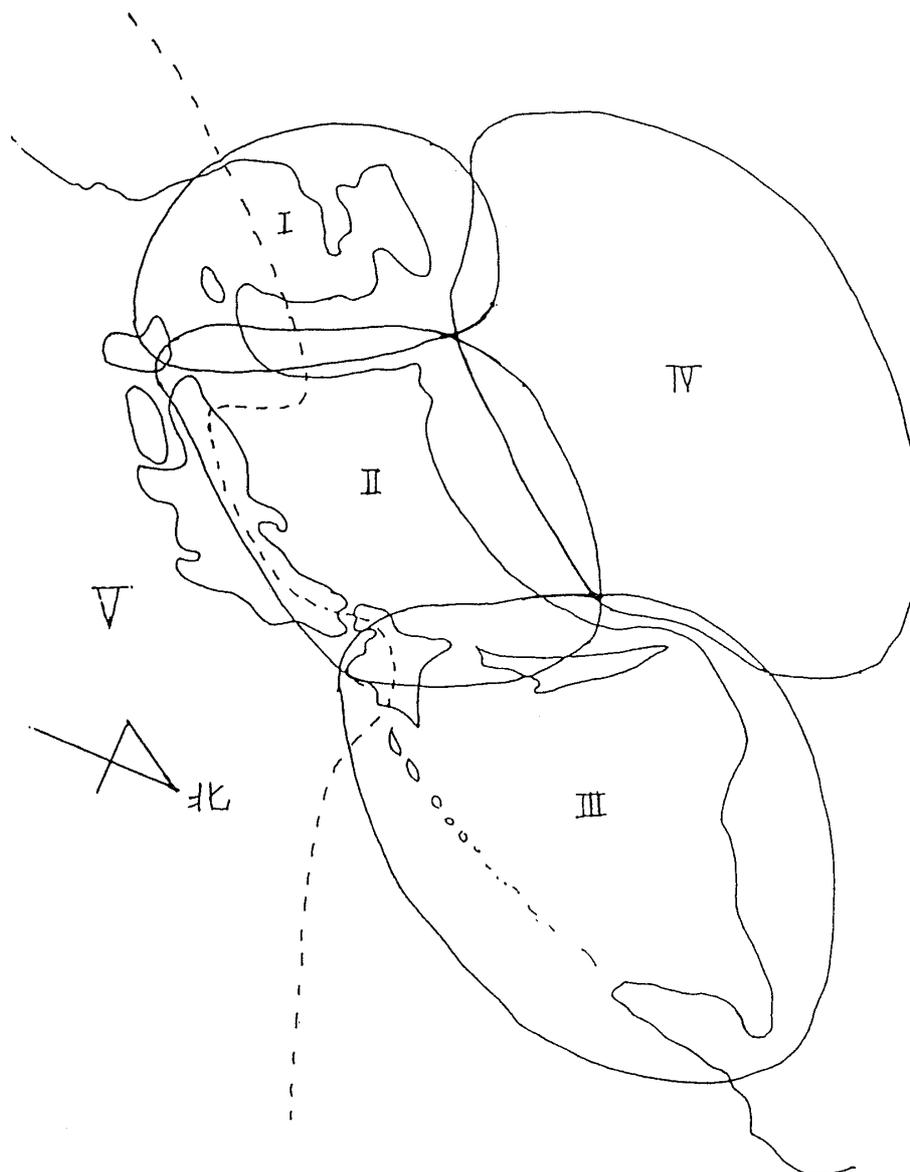
**第一百二十二条** 国家从财政、物资、技术等方面帮助各少数民族加速发展经济建设和文化事业。

： 国家帮助民族自治地方从当地民族中大量培养各级干部、各种专业人才和技术工人。

(2) 「東北アジア経済圏」の範囲：「三海一陸」

I：「西環海圏」 II：「中環海圏」 III：「北環海圏」 IV：「内陸圏」

(参考… V：太平洋経済圏)



## (3) 延辺朝鮮族自治州の二言語制が始まったときの状況

(崔吉元“談延辺的双語制”1983年『中国少数民族双語研究論集』民族出版社 1990年所収)

争取朝鮮語文的平等權問題在解放前是民族解放運動的一個組成部分。

民族語言同使用這個語言的民族的交際、思維、感情、文化、藝術以及其他一切方面有直接的聯繫，他們的生活片刻也離不開自己的民族語言，因此民族語言一般來說是一個民族最重要的特點，最重要的民族形式。正因如此，在資本主義國家里，民族語言問題很容易成為敏感的、爆發性的政治問題。

1945年8月，延邊的朝鮮族人民獲得解放，朝鮮語文也獲得解放。黨和人民政府宣布並實行“民族平等”政策和“民族語言平等”政策得到朝鮮族人民的熱烈擁護，長期遭到嚴重破壞的朝鮮語文得到迅速的恢復和發展。在從1945年到1952年這個非常艱難的年代里，基本普及小學教育，建立了不少中學、師範學校和漢語師範，消滅了青壯年中的文盲，1949年4月1日創建了培養朝鮮族中學師資和建設人材的多科性的延邊大學（後來在該大學醫學系和農學系的基礎上分別建立了延邊醫學院和延邊農學院）。出版社、報社、電台、歌舞團也是在那時建立起來的。

中華人民共和國成立後，國家以憲法形式保障了少數民族語文的平等地位，1952年自治州成立時在“人民政府組織條例”中明確規定“延邊自治區（當時叫自治區）人民政府以朝鮮文為行使職權的主要工具，並應同時採用通用的漢文。”從此開始，延邊的双語制正式地確立起來，朝鮮文成為第一公用文字。

延邊自治州成立後，延邊朝鮮族的語文、文教事業得到進一步的發展。由於正確貫徹執行黨的民族平等政策與雙語制，調動廣大群眾的積極性，迅速培養了大批民族幹部，順利完成了民主改革的任務，動員大批群眾參加解放戰爭和抗美援朝的鬥爭，還進行經濟、文化建設。朝鮮族同其他民族的接觸越來越多，在共同的生活、鬥爭中逐漸消除心理上的隔閡，形成了新型的民族關係。